

要 望 事 項	1 6 教育庁
	(1) 小中学校等の運営の充実

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 教材費に対する補助制度の創設
- ② 給食センター施設整備に対する財政支援
- ③ 学校栄養職員の配置基準の改善
- ④ 島しょ・へき地における小規模校に対する教員の加配
- ⑤ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ⑥ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑦ 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ⑧ 全学年への少人数（35人以下）学級編制の拡大
- ⑨ 行政系職員（栄養士・事務職員）の確保
- ⑩ 利島村教員住宅の整備（新築及び改築）
- ⑪ 教師用パソコンの配備に対する補助制度の創設

(説 明)

- ① 小中学校の運営経費が増大し、教材費（教具、備品）の負担が大きくなっており、補助制度の創設が必要である。
- ② 給食センター施設整備は、多額の経費を要するため、財政支援が必要である。
- ③ 配置基準は児童生徒数2,500人以下を1人としている。食品の衛生管理や食物アレルギー対応等、業務が拡大しているため、2,500人以下であっても2人の配置が必要である。また、町村の実情に応じた、職員の派遣延長等の措置が必要である。
- ④ 島しょ・へき地小規模校の複式学級解消のため、教員の加配措置が必要である。
- ⑤ スクールカウンセラー配置については、小学校の低学年からの相談が必要と思われるケースや家庭内の問題について早期に対応する方が望ましいケースが多い。

中学校においてスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置は、週2日以上への拡充が必要である。

- ⑥ 町村負担で小中学校の外国人英語指導助手を配置しているが、人材の確保と財源の措置に苦慮している。人材確保対策と財政支援体制の確立が必要である。
- ⑦ 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受けて少人数授業を行っているが、講師の時数配当による支援体制の維持が必要である。
- ⑧ きめ細かい指導を行うため、少人数（35人以下）学級編制を、早期に全学年に拡大することが必要である。
- ⑨ 都から派遣されている行政系職員（栄養士・事務職員）が病欠等で不在となった場合は、都の責任において、職員（臨時職員を含む。）を確保する必要がある。
- ⑩ 唯一ある木造住宅1棟3戸の世帯用住宅が整備されてから30年以上経ち、建屋・設備の老朽化が著しい。また、同居家族を持つ教員の異動も多く、世帯用住宅が不足している。早急に現在の住宅の改築をするとともに、3棟の新設が必要である。
- ⑪ パソコンの機器は更新期間の短縮化が著しく、日々の維持管理並びに教職員からの要望に迅速に対応する必要があることから、町村職員の人的な負担になっており、維持管理に関する必要経費についても町村の大きな負担となっている。

また、教職員の校務負担軽減のほか、IT環境を都内全域で統一化するための整備が必要である。町村に対して、必要なパソコンの配備や、維持管理等に関するサポート経費について、新たな補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	1 6 教育庁
	(2) 特別支援教育の円滑な実施

(要 旨)

特別支援教育の円滑な実施を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 軽度発達障害の児童・生徒に対するサポートティーチャーや介助員の配置
- ② 特別支援教育の学級開設（通級学級を含む。）に伴う施設設備に対する補助制度の充実等

(説 明)

- ① 学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・アスペルガー等の軽度発達障害があり、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している。

軽度発達障害の児童・生徒が在籍する普通学級においては、適正な状態を維持していくためには、教員1名で対応することは困難である。特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個々人に応じた指導を充実させ、普通学級の適正な状態を維持するため、サポートティーチャーや介助員の配置が必要である。

- ② 特別支援学級の開設にあたっては、教室の改造や個室の設置、備品の整備など相当な費用を要することから、補助制度の更なる充実が必要である。

また、通級学級の開設にあたっては、新たな補助制度を設けるよう国に要請するとともに都としても支援されたい。

要望事項	16 教育庁
	(3) 指導主事の適切な配置

(要 旨)

教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

(説 明)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、市町村教育委員会の指導主事の設置について努力義務規定を設けている。

平成21年度から都は各町村教育委員会への指導主事配置を行っているが、都教育委員会との併任も多く、また、瑞穂町などは児童生徒数や学校数などから、近隣市なみの2名の指導主事の配置が必要と考えている。

教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

要望事項	16 教育庁
	(4) 教育庁小笠原出張所の設置

(要 旨)

教育庁小笠原出張所を設置されたい。

(説 明)

小笠原村には教育庁出張所のない状態が続いている。本来教育庁出張所が行う小中学校職員の人事・給与・旅費に関すること、教職員に対する研修に関すること、教職員住宅の入居・維持管理に関すること、学校保健や学校給食に関すること、社会教育の振興に関すること、文化財の保護に関すること等の業務を直接村教育委員会が行っている。

教育に関する事務の適正な処理を図るために必要な指導・助言または援助も十分に受けられず、地理的にも他島とは大きく異なる中で、学校教育での指導・調整にも大変苦慮しているところであり、教育庁出張所の設置が不可欠である。

要望事項	16 教育庁
	(5) 小中学校施設整備の促進

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
- ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助

(説 明)

町村においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。部分的な改造など国の補助対象外となるものについて、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、都の財政支援が不可欠である。

また、義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送などにより割高になっており、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用することが必要である。

校庭芝生化の維持管理経費補助金は、平成27年度から補助期間が5年間となり、リーダー養成等に寄与することとなった。しかし、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加で採択される可能性が低くなっており、対象校数の拡大が必要である。さらに、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、1校当たりの補助金額の拡充と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた機運醸成やスポーツ振興の面からも補助対象期間の延長を要望する。

要 望 事 項	1 6 教育庁（生活文化局）
	（6）社会教育施設整備費等への補助制度の創設、図書館搬送便の継続

（要 旨）

町村立社会教育施設整備等に対する都単独補助を創設されたい。

- ① 図書館（図書購入、移動図書館車両購入を含む）の建設整備に対する補助制度
- ② 図書館の I C T 化に伴う設備の補助制度
- ③ 都立図書館搬送便の継続
- ④ 文化ホール等の施設整備に対する補助制度

（説 明）

情報社会の進展や住民の余暇時間の増大に伴い、社会教育施設等に対する住民の要望は多様化・広域化してきている。社会教育を一層充実し、住民がゆとりと豊かさを実感できる文化的な生活を送るため、社会教育施設の整備に対する住民要望も大きくなっている。

また、情報を瞬時にだれもが受信できる環境が整ったことにより、社会教育施設の利用者は所在する町村の住民に限らず広域化している。町村の社会教育施設は建設地の環境の良さもあり、観光客を含め広く都民の憩いの場として活用される魅力を持った施設となりえるものである。

このため、図書館、文化ホールなどの整備に対して補助制度を創設するなど、財政支援を図られたい。

また、都立図書館の搬送便については、今後も継続して実施されたい。

要望事項	16 教育庁
	(7) 生涯学習の推進

(要 旨)

生涯学習に対する住民の要望に応え、また、その成果を地域に活かすために、地域の学習資源の掘り起こしや、適切な人材の活用等町村の生涯学習施策の推進について、継続して支援されたい。

(説 明)

生涯学習の成果は、個人に留めず、ネットワーク化を図ってまちづくりや地域活性化に活かすことで大きな効果を生む。地域の学習資源を掘り起こし、適切な人材を活用して学習の輪を広げていくためには、人材情報を提供するシステムの構築や人材の養成等への継続的な支援が必要である。

要 望 事 項	16 教育庁（総務局・環境局・産業労働局・建設局・港湾局）
	（8）小笠原諸島の希少生態系の保全

（要 旨）

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 生態系保全のための外来種対策の継続・強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② オガサワラオオコウモリの絡まり事故防止及び食害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の実施
- ⑥ 母島の希少種保全の実施

（説 明）

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズアリ、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な外来種により、その生態系を攪乱されている。

外来種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあるなど、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もあるため、種間相互作用に配慮した対策の実施が重要である。例えば、ノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている。

また、土付苗の持ち込みなどによる外来種の侵入・拡散リスクなど、村民生活への影響が生じる課題については分野横断的な取組が行われるよう関係部局が連携して対応するようお願いしたい。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、拡大している。一方で、農業者が設置する防鳥ネット等へのコウモリの絡まりによる傷病事故等も発生している。

村では、絡まり事故の生じない素材によるネットを使い、食害対策を実施している

が、高木の作物については対応が困難である点など、より専門的な技術が必要とされている。また、母島においてもコウモリの飛来頻度が高まっており、父島より営農面積が広い母島において、今後食害が拡大することも懸念されている。

については、オガサワラオオコウモリの生態調査を継続・強化するとともに、都において、保護に配慮した物理的防除方法の検討及び普及を図られたい。

- ③ 父島においては、ノヤギが相当数増加しており、農業被害も多く、また、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、駆除の推進を図ることが必要である。

- ④ 父島では村が「人とシロアリの住み分け」方針を継続的に実施してきたことにより、相当の成果を上げている。しかし、集落周辺や山林域では依然として固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内では都による対策が講じられているが、今後も継続対策が必要である。

また、母島では平成 10 年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、平成 24 年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、管理者である都が対策を講じている最中であり成果が見え始めているところであるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた継続対策が必要である。この他、都管理地内のイエシロアリを継続的に駆除し、外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を講じられたい。

- ⑤ 近年、村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。兄島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類が、ネズミ類の食害によって絶滅が懸念されている。環境省によるネズミ対策が現在実施されているが、都においても、関係機関との役割分担を整理した上で、積極的に対策を実施されたい。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業や村民生活にもさまざまな被害を受けるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化されたい。

- ⑥ 母島島内においては、固有陸産貝類やオガサワラシジミなど、父島では絶滅してしまった種が生息している。一方で、近年ツヤオオズアリの南崎等への侵入・拡散が確認され、固有陸産貝類の食害が報告されているほか、グリーンアノールや外来植物等の影響によりオガサワラシジミの生息環境の悪化が懸念されている。母島独自の貴重な生態系を保全するため、国と都の役割分担のもと、対策を実施されたい。